

指定障害児相談支援事業所の開設について

1 目的

区内の障害児相談支援の充実を図り、障害児相談支援の利用を希望する障害児及びその保護者が相談支援を受けられる体制を構築することを目的として、指定障害児相談支援事業所を開設する。

2 名称及び設置場所

名 称：文京区指定障害児相談支援事業所

場 所：文京区本郷三丁目24番17号 ネクストビル103号室

3 業務内容

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援等の申請に当たり、障害児及び保護者等から相談を受け、障害児支援利用計画を作成する。
- (2) 障害児通所支援等の利用状況を検証し、必要に応じて障害児支援利用計画の見直しを行う。
- (3) その他

4 運営事業者及び職員体制

- (1) 運 営 方 法：業務委託
- (2) 運営事業者：社会福祉法人 武蔵野会
- (3) 職 員 体 制：相談支援専門員の資格を有する者を配置

5 営業時間

月曜日から金曜日 午前10時から午後5時30分

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始は休業

6 開設年月日

令和3年11月1日

7 周知方法

ホームページ、チラシ